東京電力（株）　福島第一原子力発電所

不適合管理委員会報告情報
平成２０年　５月１５日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 5月15日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：１８件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	２号機	所内変圧器（Ｂ）巻線温度計用過熱コイルの絶縁抵抗測定において、絶縁抵抗値に管理値外れが認められたため、当該コイルを交換	D	
2	２号機	主タービン（５・６）軸受振動記録計に動作不良（途中で停止）が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
3	２号機	低圧復水ポンプ（Ａ）出口圧力計に指示不良（ドリフト）が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	
4	３号機	残留熱除去海水系Ａ系ストレーナ差圧計に指示不良（ダウンスケール）が認められたため、当該差圧計を点検・修理	D	
5	４号機	主タービン蒸気加減弁（２、３）点検において、スイッチロッドとブッシュの間隙値に管理値外れが認められたため、当該部を修理	D	
6	４号機	主復水器細管洗浄装置ボール捕集器（Ａ）出口弁等（２４台）点検において弁体等に腐食が認められたため、当該部を修理	D	
7	４号機	低圧タービン（Ａ・Ｂ）上下半ダイヤフラム目視検査において、コネクターリング締付ボルトのカシメ部に浸食が認められたため、当該部を修理	D	
8	４号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ（Ｂ）出口弁駆動部の軸シール部にグリス漏れが認められたため、当該部を点検・修理	D	
9	４号機	低圧タービン（Ｃ）上下半ダイヤフラム目視検査において、浸食・割れが認められたため、当該部を修理	D	
10	４号機	高圧タービン上下半ダイヤフラム目視検査において、浸食が認められたため、当該部を修理	D	
11	４号機	低圧タービン（Ｂ）上下半ダイヤフラム目視検査において、浸食が認められたため、当該部を修理	D	
12	４号機	低圧タービン（Ａ）上下半ダイヤフラム目視検査において、浸食が認められたため、当該部を修理	D	
13	４号機	除染廃液ポンプ（Ａ）出口圧力計に指示不良（緩慢な上昇・下降）が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	
14	４号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン（Ａ）高圧主蒸気止め弁点検において、弁開度及び内壁温度検出ケーブルの被覆に破損が認められたため、当該ケーブルを修理	D	
15	５号機	原子炉格納容器排気側ベント弁に動作不良（９５％以上開ならず）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
16	集中環境施設	高温焼却炉建屋管理区域換気空調系冷凍機（Ｂ）冷却ファン用電動機点検において、ブラケットハウジング部（負荷・反負荷側）寸法に判定値外れが認められたため、当該部を修理	D	
17	その他	定例試験用計測器（ディジタルテスタ）の校正において、内部部品に一部破損が認められたため、当該計測器を修理	D	
18	その他	海生物処理設備機器照明（前処理装置用）漏電遮断器の動作が認められたため、当該部を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生　　など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	・　以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 ＊　安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 ＊　管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合　など ・　原子炉への異物の混入　など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	・　計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・　原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・　原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・　圧力抑制室等への異物の混入 ・　原子力発電設備に係る業務における人の障害　　など
その他	上記以外の不適合事象	・日常小修理　　など

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

＊「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）
本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）
○Ａｓ　：法令、安全協定に基づく報告事象
　　プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
○Ａ　　：国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
　　定期検査工程へ大きな影響を与える事象
○Ｂ　　：国の検査等で指摘を受けた不適合事象
　　運転監視の強化が必要な事象
○Ｃ　　：品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
○Ｄ　　：通常のメンテナンス範囲内の事象
○対象外：消耗品の交換等の事象

＜注　意＞
掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。
電　話：0240-32-3432　　福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで